

(別記)

各病室の概要

建物の名称

項番	階別	病室番号	病床種別	経過措置	定員(人)	床面積A (㎡)	1人当たり床面積 (㎡)		窓開口部 (㎡)	
							面積	基準	面積	A/7
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

- (注) 1 建物ごと、各階ごと、病床種別ごとに別葉とすること。
- 2 「病室番号」欄には、平面図と突合するように記入すること。
- 3 「病床種別」欄には、「療養」又は「一般」のいずれかを記入すること。
- 4 「経過措置」欄には、当該病室が、療養病床に係る病室であって、平成10年4月1日現在で既に開設許可を受けている診療所又は平成10年4月1日の時点で既に開業しており、医療法第8条に基づき、開業後10日以内にその旨の届出を行っている診療所の建物で、同日現在で現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築又は全面的に改築された部分を除く。）の病床を平成12年3月31日までに療養型病床群に転換したものである場合には、「転換型」と記入すること。
- 5 各面積については、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までの数値を記入すること。
- 6 「窓開口部」の「面積」欄が「A/7」欄の値を下回る場合には、当該病室に係る建築基準法施行令の定める窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積とその計算式を記載した書面を添付すること。